

京都府相撲連盟級位審査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高校生、中学生及び小学生の若年者に対する級位の認定に関する級位審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 級位は、若年者に対する相撲の普及及び奨励を図る目的をもって認定する。

3 委員会は、京都府相撲連盟（以下「本連盟」という。）において設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、級位の審査、認定及び登録に関する事項を処理する。

(委員)

第 3 条 委員は、本連盟の会長（以下「会長」という。）が推薦し、委嘱する。

(役員)

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 庶務委員 1名

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

3 庶務委員は、委員会の庶務及び経理を処理する。

(任期)

第 6 条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 7 条 委員会は、毎年 2 回定期的に委員長が召集する。ただし、必要があるときは、臨時召集することができる。

2 委員会の議長は、委員長とする。

第 8 条 会議は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席（委任状の提出を含む。以下この条において同じ）がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 8 条 会議においては、議事録を作成し、議長及び出席者の代表が署名捺印の上、これを保存するものとする。

(級位の種類)

第9条 財団法人日本相撲連盟の級位は、5級から1級までの5級位とする。

2 級位章は、5級(黄)、4級(エンジ)、3級(青)、2級(緑)、1級(赤)とする。

(申請)

第10条 級位を申請しようとする者(日本相撲連盟の会員登録を受けているものに限る)は、級位審査申請書(以下「申請書」という。)に所定の事項を記載し、別表に定める審査料を添え、委員会に提出するものとする。

2 申請書の様式は、別に定める。

(審査)

第11条 級位の審査は、別に定める基準によるものとする。

第12条 委員会は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、その旨会長に答申する。

(認定)

第13条 会長は、当該答申に係る級位を認定する。

2 前項の場合においては、その旨を、申請者に通知するとともに、日本相撲連盟の会長に報告するものとする。

第14条 会長は、級位の認定を受けた者に対して、級位証を交付する。

2 級位証の様式は、別に定める。

第15条 級位の認定を受けた者については、その氏名及び級位を級位登録簿に登録する。

(登録料等)

第16条 第13条第2項の通知を受けた者は、本連盟に、別表に定める登録料を納付しなければならない。

(会計)

第17条 審査料及び登録料は、本連盟の収入とする。

(種類の整備及び保存)

第18条 委員会は、級位登録簿その他重要な書類を整備し、保存しなければならない。

別表

級位・区分	審査料	登録料	合計
5級	1,500	500	2,000
4級	1,500	700	2,200
3級	1,500	1,000	2,500
2級	1,500	1,500	3,000
1級	1,500	2,000	3,500

(単位:円)

級 位 審 査 基 準

第1条 相撲の級位審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 相撲の力量及び技量
- (2) 相撲についての知識及び理解程度

第2条 相撲を6ヶ月以上修得し、基本動作ができる者は、5級とすることができる。

第3条 相撲の基本動作について理解し、5級修得後6ヶ月以上経過したものは、4級とすることができる。

第4条 相撲の基本動作が正しくでき、4級修得後1年を経過した者は、3級とすることができる。

第5条 相撲の基本の型が正しくでき、力量があつて3級修得後1年を経過した者は、2級とすることができる。

第6条 相撲の基本の型が正しくでき、力量、知識及び理解度があつて、2級修得後1年を経過した者は、1級とすることができる。

第7条 級位は、順次昇級することを原則とする。

第8条 この基準で定めるもののほか、級位の審査に必要な事項は、財団法人日本相撲連盟段位審査会が定めることができる。

級 位 審 査 基 準 細 則

細則1 府内各地域のわんぱく相撲大会および本連盟主催の大会個人優勝者に対して、飛び級の申請を会長に答申することができる。

細則2 飛び級申請の級位認証基準は、小学校4年生3級、小学校5年生2級、小学校6年生1級からとする。

細則3 中学生で、全国大会の府予選に出場選手は、委員会が、相撲の基本・力量・技量について評価し、1級を会長に答申することができる。

細則4 本連盟の会員を代表とする府内の団体・個人が実施する相撲教室生徒の、取得期間・力量・技量・知識・理解度の判断申請は、会長が認めた相撲教室の指導責任者とし、会長に答申することができる。